

認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額制度のご案内

一定の基準に適合する認定を受けた長期優良住宅について、固定資産税(家屋)を減額する制度があります。制度の内容等は次のとおりです。

1 減額措置の適用条件

- (1) 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の施行日から令和6年3月31日までの新築であること
- (2) 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき認定された長期優良住宅であること
- (3) 当該住宅の居住部分の床面積が総床面積の2分の1以上であること
- (4) 住宅部分の床面積が50㎡以上280㎡以下であること
(一戸建以外の賃貸住宅の場合は、40㎡以上280㎡以下)
※共同住宅などで、屋内にある廊下・階段・エレベーターホール等の共用部分がある場合は、この部分の床面積を各戸の床面積の割合に応じて按分し、按分後の各戸あたりの床面積で判定

2 減額措置の内容

- (1) 固定資産税額(家屋)の2分の1を減額
- (2) 減額対象床面積は1戸当たり120㎡までの居住部分
- (3) 減額期間
 - ・ 3階建以上の耐火住宅または準耐火住宅 新築後7年間
 - ・ 上記以外の住宅 新築後5年間

※この減額措置は、新築住宅の減額制度と重複して適用されません。

3 申告手続き

柏市の「認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書」による申告が必要です。

※申告手続きが、新たに固定資産税を賦課される年度の属する年の1月31日を過ぎている場合は、その理由を申告書に記入してください。

※通常の場合、この申告手続きは、家屋調査時や案内の手紙を送付し、返送していただいています。

4 添付書類

柏市が発行する認定長期優良住宅であることを証する証明書(写し)

問い合わせ先

柏市役所 資産税課 家屋担当 Tel 04-7167-1111 (内)344・345・346